

○ 私的年金分野における個人情報の技術的安全管理措置Q & Aについて（平成 29 年 5 月 29 日付け事務連絡） 別紙  
 新旧対照表（改正箇所のための抜粋）

（下線部分が改正部分）

新	旧
<p><u>Q 3-3-2 加入員原簿等の写しについて、本人から電子メールによる送付を要望されたが、個人データを当該本人に対して、インターネット等を介した電子メールに添付して送信してよいか。</u></p> <p><u>A 3-3-2 「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）」において、電磁的記録の提供による方法についてはできる限り本人の要望に沿った形で対応することが望ましいとされ、具体的方法の事例として、電磁的記録を電子メールに添付して送信する方法が示されています。</u></p> <p><u>また、「往訪閲覧縦覧規制」を定める法令等の規定について、規制の点検・見直しが行われ、加入員原簿等の閲覧については、デジタルに適合した方法で行うことが可能とされました。</u></p> <p><u>これらを踏まえ、本告示にかかわらず、加入員原簿の閲覧等について、本人から要望があったときに、改正個人情報保護法第 33 条の規定に基づく本人情報の開示請求に準じる対応として、当該本人の個人データを電子メールに添付して送信することは差し支えありません。</u></p> <p><u>なお、電子メールの送信に際して、誤送付等に伴う情報漏えいのリスクの低減を図る観点から、以下に示すような対策を講じることが望まれます。</u></p> <p><u>① 確認メールを送信するなどして、申出のあったメールアドレスの真正性を事前に確認した上で、個人データを送信する。</u></p> <p><u>② 電子メールに添付する個人データは、必要に応じ暗号化して送信する。</u></p> <p><u>③ メール送信のために、インターネットに接続されたパソコンに一時的に保存した個人データは、メール送信後、確実に消去する。</u></p>	<p>(新設)</p>